

野辺地町障害者活躍推進計画

機関名	野辺地町、野辺地町教育委員会
任命権者	野辺地町長、野辺地町教育委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
野辺地町における障害者雇用に関する課題	野辺地町においては、障害者の採用に力を入れて取り組んできたが、法定雇用率の引き上げや既存障害者職員の退職等もあり、令和7年3月末時点で、法定雇用率以上の障害者雇用を達成できていない。 今後は法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障害者である職員の活躍のために更なる体制整備や各種取組が必要である。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】法定雇用率以上 【評価方法】毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
② 定着に関する目標	不本意な離職を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヵ以内に選任するとともに、当該選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○職員の募集・採用に当たっては、厚生労働省が示している「障害者差別禁止指針」、「合理的配慮指針」等を十分に踏まえ対応し、加えて以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられる

	こと」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。